

## 令和元年第6回玉城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月5日(木)
2. 招集の場所 玉城町議会本会議場
3. 開 議 令和元年12月5日(木)(午前9時00分)
4. 出席議員 1番 福田 泰生      2番 渡邊 昌行      3番 谷口 和也  
4番 津田久美子      5番 前川さおり      6番 山路 善己  
7番 中西 友子      8番 北 守      9番 坪井 信義  
10番 奥川 直人      11番 山口 和宏      12番 風口 尚  
13番 小林 豊
5. 欠席議員 なし
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一      副町長 田間 宏紀      教育長 中西 章  
会計管理者 東 博明      総務政策課長 中西 元      税務住民課長 田村 優  
保健福祉課長 藤川 健      産業振興課長 西野 公啓      建設課長 中村 元紀  
教育事務局長 中西 豊      上下水道課長 真砂 浩行      病院老健事務局長 中世古憲司  
生涯教育課長 平生 公一      地域づくり推進室長 里中 和樹      防災対策室長 山口 成人  
生活環境室長 見並 智俊      地域共生室長 奥野 良子
7. 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 山下 健一      同書記 川口 文香      同書記 尾中 亮太
8. 議事日程  
  
第 1 会議録署名議員の指名      3番 谷口 和也 君  
4番 津田久美子 君  
  
第 2 会期の決定      13日間  
  
第 3 諸報告      報告13 財政公表について  
報告14 令和元年度定期監査結果報告書  
報告15 例月出納検査結果報告  
  
第 4 議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定について  
第 5 議案第82号 玉城町育英基金条例の制定について  
第 6 議案第83号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定について

- 第 7 議案第 8 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8 5 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 6 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 8 7 号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 8 8 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 8 9 号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算(第3号)
- 第 1 3 議案第 9 0 号 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 1 4 議案第 9 1 号 令和元(2019)年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 1 5 議案第 9 2 号 令和元(2019)年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 1 6 議案第 9 3 号 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 1 7 議案第 9 4 号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 1 8 議案第 9 5 号 令和元(2019)年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 1 9 議案第 9 6 号 令和元(2019)年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
- 第 2 0 議案第 9 7 号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)

(午前9時00分 開会)

## ◎開会

○議長(山口 和宏) 只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、令和元年第6回玉城町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和元年第6回玉城町議会定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。平素からみなさん方には町政推進に格別のご支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。また、最近も県外の地方自治体行政視察には町議会としても対応いただき、さらに議員の皆さん方個々に子どもたちのご指導や、あるいは自治区での活動そして町の行事にも積極的にご参加を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。本定例会が議案の内容につきましては

すでにご案内の通りでございまして、玉城町の奨学金支給条例の新規制定をはじめとする条例、また、現行規定をされておりますところの条例の一部改正をする条例、さらに令和元年度の玉城町の一般会計の補正予算および各会計の補正予算について提案をさせていただくということになってございます。

何卒、よろしくお願ひし挨拶といたします。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、谷口和也君、4番、津田久美子君の2名を指名します。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長(山口 和宏) 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月5日から12月17日までの13日間としたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。したがって、会期は、12月5日から12月17日までの13日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですのでご了承願ひます。

### ◎日程第3 諸報告

○議長(山口 和宏) 次に、日程第3 諸報告をします。

総務政策課から、報告第13号 財政公表について、監査委員から、報告第14号 令和元年度定期監査結果報告書及び報告第15号 令和元年7月分ないし、令和元年10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

ご了承願ひます。

以上で、諸報告を終わります。

### ◎日程第4・5 議案第81号から議案第82号

○議長（山口 和宏）次に、日程第4 議案第81号 玉城町奨学金支給条例の制定について及び日程第5 議案第82号 玉城町育英基金条例の制定についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第81号玉城町奨学金支給条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、従来からあった清水千代二郎奨学金制度の基金が終了することから、これに替わる奨学金制度を整備し、奨学金を支給するため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第82号 玉城町育英基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。本議案は、先の議案「玉城町奨学金支給条例」の制定に伴い、これの原資となる基金を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）教育事務局長 中西 豊 君

○教育事務局長（中西 豊）議案第81号玉城町奨学金支給条例の制定について、提案理由を申し上げます。

条例改正議案の3ページをご覧ください。

第1条 目的では奨学金を支給する対象者及びその目的を規定しており、経済的理由により、修学困難な者に対し奨学金を支給し社会貢献する有能な人材を育成することを目的としております。

第3条奨学生の資格では奨学金を支給する対象者の資格として学校教育法における在学家庭、学資を負担する保護者の住所要件を規定しています。

第4条 奨学生の選考委員会では奨学生の選考等を行う委員会について、その位置付け、委員数、組織構成を規定しています。

4ページに移りまして、第5条 支給額では奨学金の支給額を県内各自治体の奨学金制度の実績を勘案し一人年額6万円と規定しています。なおここで規定する支給とは給付という意味になります。

第8条ではこの奨学金の原資について規定しています。

なお附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

次に、議案第82号 玉城町育英基金条例の制定について、補足説明を申し上げ

ます。

条例改正議案 9 ページをご覧ください。

第 1 条では本町の育英制度の確立を図るためこの基金を接するとしています。

第 2 条 積立、第 4 条 運用資金の処理では基金で積立る額を一般会計の歳入歳出予算で定める額及び育英を目的として寄付された寄付金とし基金の運用から生じる収益は基金に編入するものと規定しています。

第 3 条 管理、第 5 条 繰替え運用では、基金に属する現金は確実かつ有利な方法で保管しなければならないとし、財政上を必要がある場合な歳計に繰替えて運用することができるかと規定しています。

第 6 条、処分では先に説明いたしました玉城町奨学金支給条例の第 1 条に定める目的の資金として充てる場合に限り処分することができるかと規定しています。

なお附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第 6 議案第 83 号

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 6 議案第 83 号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一）議案第 83 号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴い、森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源として効果的に活用するため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）産業振興課長 西野 公啓 君

○産業振興課長（西野 公啓）議案第 83 号 玉城町森林環境譲与税基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

森林環境譲与税を柔軟に活用し森林の有する多面的機能を発揮するため基金条例を創設するものです。条例改正議案 18 ページをご覧ください。

第 1 条設置におきましては、森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源となる森林環境譲与税を間伐や人材育成、担い手の確保など、森林の整備及びその促進に関する施策に柔軟に対応するものとしております。

第2条 積立、第4条 運用益金の処理において積立てる額は森林環境譲与税として歳入歳出予算で定めます。また、基金の運用から生じる収益は基金に編入するものとしております。

第3条管理、第6条 繰替運用においては基金に積立てられた現金は確実かつ有利な方法で保管し財政上必要な場合は歳計現金に換えて運用することができるように規定しております。

次に第5条処分におきましては、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り一般会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができるように規定しております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

### ◎日程第7 議案第84号から日程第10 議案第87号

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第7 議案第84号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてないし日程第10 議案第87号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一）議案第84号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職員の給与改定において勤勉手当の支給月数が引き上げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明いたさせます。

議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、8月7日に提出されました令和元年の人事院勧告に基づき、本町においても職員の給与等について条例の一部改正を行い、国の法律に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長から説明いたさせます。

議案第87号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和元年の人事院勧告により、一般職員の給与改定において給料表が改正されることに伴い、会計年度任用職員についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏）総務政策課長 中西 元 君

○総務政策課長（中西 元） それでは所管いたします2議案について補足説明をいたします。

まず、議案第85号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案 19 ページおよび条例改正新旧対照表 2 ページをご覧くださいと思います。

今回の改正は8月7日付け人事院勧告において民間の支給割合に見合うよう一般職員の勤勉手当の支給月数が引き上げられたことにより同様に引き上げを行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表をご覧くださいとわかりよいと思いますが、第1条での一部改正は12月が期末手当を100分の222.5から100分の227.5とし、0.05月分引き上げるものでございます。

この規定は令和元年12月から適用するとしております。

次に第2条での一部改正は先の0.05月分の引き上げを行うことにより期末手当の支給割合が年間4.5月となり、6月と12月の平準化を図るため6月と12月ともに100分の225に改めるものでございます。

なお附則におきまして、附則第1項で公布の日から施行し、第2条の規定につきましては令和2年4月1からとしております。

続きまして、議案第86号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

同様に条例改正議案および条例改正新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の改正におきましては、先の条例同様、人事院勧告において民間企業との給

与格差を埋めるために某給料表の改正を行うとともに勤勉手当の支給月数を 0.05 月引き上げる勧告が出されたことにより改正を行うものであります。

第 1 条での一部改正では、第 18 条第 2 項に定める勤務手当の内容につきまして令和元年 12 月の支給する分につきましては 0.05 月分引き上げし 100 分の 97.5 にしようとするものでございます

条例改正議案の 26 ページから 46 ページにかけましては、それぞれの職種における給料表の改正をさせていただいております。

条例改正議案の 46 ページをご覧くださいと思います。また、新旧対照表 3 ページからを合わせてごらんいただきたいと思いますが、第 2 条での一部改正は第 18 条に定める勤勉手当につきまして、先の 0.05 月分の引き上げ分を含めた 6 月 12 月分の支給額を平準化し、100 分の 95 にしようとするものでございます。

附則におきまして施行期日遡及適用などをうたっております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第 11 議案第 88 号

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 11 議案第 88 号 玉城町の下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第 88 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、排水設備指定工事店の登録に係る手数料を地方自治法第 228 条に基づき、同条例に定め、また、先に改正した玉城町水道事業の設置等に関する条例に合わせ更新手数料を新設するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂 浩行

○上下水道課長（真砂 浩行） 議案第 88 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案 58 ページをお願いいたします。

今回上程いたします議案について排水施設指定工事店に係る登録更新手数料の改正を主な内容としております。

水施設指定工事店については玉城町排水設備指定工事店に関する規則で運用していたものを今回、登録更新手数料を変更するのに伴い合わせて登録手数料に関する項目の条例を一部改正するものであります。



現在、排水設備指定工事店の登録期間を5年間としており、期間満了に必要な手数料を新規手数料と同額の14,000円としていました。この登録手数料については本年10月1日に改正された上水道事業の指定給水装置工事事業者更新手数料7,000円になったことから下水道の排水設備指定工事店の更新手数料も同額の7,000円とするよう改正するものです。

よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

◎日程第12 議案第89号から日程第20 議案第97号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第12 議案第89号 令和元(2019)年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第20 議案第97号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題にします。

町長より 提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一 君

○町長（辻村 修一） 議案第89号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、災害復旧や防災減災に関連する経費及び令和元年人事院勧告に伴う人件費の精査並びに年度末を見込んだ事業精査によるものが主なもので、歳入歳出それぞれ5千500万円を追加し、予算総額を59億600万円とするものであります。

その主なものといたしまして、歳入については、これまでの動向を踏まえ、地方消費税交付金の増額を見込むほか、年度末を見込んだ事業精査による国県支出金の増減、またふるさと応援寄附金及び災害復旧にかかる町債の増額を行っています。

次に、歳出については、各科目において人事異動及び令和元年人事院勧告を踏まえた人件費等の調整を行っています。

総務費では、総務管理費において、事業精査による費用の増減を行うほか、ふるさと応援寄附金の増加に伴う関連経費の増額を行っています。また、町税費において、町内企業の決算額の確定に伴い過誤納還付金を増額しています。

民生費では、社会福祉費において、事業量の増加に伴う増額を行うほか、児童福祉費において、有田地区児童クラブ室の増築に関連し、追加費用を計上しています。農林水産費では、農道舗装に伴う工事請負費を追加計上するほか、事業実績に合わせて農業集落排水事業特別会計繰出金を増額しています。

商工費では、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、報償費及び関連経費を増額しています。

土木費では、道路橋梁費において、国の交付金事業の交付決定に伴い、工事請負

費を減額するほか、河川費において、準用河川の浚渫にかかる経費を追加計上しています。

消防費では、避難所運営の充実に向けた資材配備のほか、防災倉庫の設置にかかる経費を新規計上しています。

教育費では、小学校費において、田丸小学校体育館の空調設備更新にかかる設計費用を新規計上しています。また、各費目において、事業実績に合わせ修繕費用を追加計上しています。

災害復旧費では、農道復旧にかかる費用を新規計上しています。諸支出金では、事業精査により公共下水道事業会計への繰出金を減額しています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

議案第90号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、玉城病院事業会計のX線テレビ購入に伴う県交付金の増額、満期予定利子の確定による基金利子積立金の増額、人事院勧告に伴う職員の事務費繰入金、財政安定化支援事業額の確定による繰入額の増額補正を行うものです。

歳出では、総務費において令和元年人事院勧告に伴う人件費の増額、満期予定利子確定による基金利子積立金の増額、X線テレビ購入に伴う玉城病院事業会計への繰出金増額、及び予備費を増額したものです。

歳入歳出それぞれ4百98万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億9千213万5千円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第91号 令和元年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、ふれあいの館の修繕料等を計上するもので、歳入歳出それぞれ123万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4千749万2千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

議案第92号 令和元年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定により88万8千円を減額し、歳出では農業集落排水事業費を39万6千円増額したことにより、歳入不足分を一般会計から128万4千円を繰り入れるもので、歳入歳出の総額をそれぞれ7千704万9

千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第93号 令和元年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ105万9千円を追加し、予算総額を14億7千48万8千円とするものであります。

歳入については、事業見込みに合わせた国県補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金の増減と第三者納付金の増額を行い、

歳出については、令和元年人事院勧告に伴う人件費等を調整し、地域支援事業費において年度末を見込んだ事業精査により旅費及び委託料を減額しています。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第94号 令和元年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的収入におきまして、医療機器購入のための、他会計補助金440万円及び企業債の2,790万円の新規計上を行い、合わせて3千230万円の財源の調整をするものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第95号 令和元年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年人事院勧告に基づく給与の見直し、水道移設補償費算定誤りにより発生した違算額を下水道事業会計に返還し、それに伴い長期前受金収益化累計額の修正をするものです。

また、団地開発における加入者分担金など収入が増えたことに基づくもので、収益的収入については、23万3千円の増額で、予算総額を3億1千959万円とし、収益的支出については、15万7千円の増額とし、予算総額を2億7千469万9千円とするものです。

また、資本的収入では、239万2千円の増額とし、予算総額を1千397万6千円とし、資本的支出については、1千222万6千円の増額とし、予算総額を2億5千1万9千円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第96号 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支におきまして、介護人材確保のための、介護職員等特定処遇改善関連予算として、256万9千円を新規計上するものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第97号 令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年人事院勧告に基づく給与の見直し、水道移設補償費算定誤りにより発生した違算額を関係する国庫補助金および一般会計補助金に返還し、それに伴い長期前受金収益化累計額を修正するものであります。

また、交付金事業の増額および団地開発に伴い受益者負担金収入が増えたことから、一般会計補助金を減額するものであります。

収益的収入については、17万6千円の増額で、予算総額を4億2千491万5千円とし、収益的支出については、17万6千円の増額で、予算総額を5億3千887万4千円とするものです。

また、資本的収入および支出では、それぞれ1千138万9千円の増額とし、予算総額で3億6千927万7千円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間 宏紀 君

○副町長（田間 宏紀） 議案第89号 令和元年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野 公啓 君

○産業振興課長（西野 公啓） 議案第91号 令和元年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂 浩行 君

○上下水道課長（真砂 浩行） それでは所管いたします3議案について補足説明を申し上げます。

まず議案第92号 令和元年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に議案第95号 令和元年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に議案第97号 令和元年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古 憲司 君

○病院老健事務局長（中世古 憲司） それでは所管いたします2議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第94号 令和元年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

次に、議案第96号 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日6日は、午前9時から本会議を開き、

町政一般に関する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時8分 散会）